

諮問番号：令和3年度諮問第15号

答申番号：令和4年度答申第5号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、障害等級を3級とする精神障害者保健福祉手帳の交付を受けていたところ、令和3年10月15日、処分庁に対し、
の精神科医（以下「本件医師」という。）作成に係る同月7日付け精神障害者保健福祉手帳診断書（以下「本件診断書」という。）を添付した精神障害者保健福祉手帳申請書（届出書）により、精神障害者保健福祉手帳の障害等級の等級変更に係る申請（以下「本件申請」という。）をした。
- 2 処分庁は、令和3年11月25日、本件申請に係る障害等級について、神戸市市民福祉調査委員会精神障害者保健福祉手帳判定・自立支援医療費（精神通院医療）支給認定・指定自立支援医療機関（精神通院医療）指定部会（以下「判定部会」という。）に対し、意見を求めたところ、判定部会は、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級を3級と判定した。
- 3 処分庁は、上記2の判定部会の判定結果を踏まえ、審査請求人の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が3級に該当する旨決定した。
- 4 処分庁は、令和3年12月1日付け神第号障害等級変更申

請に対する不承認通知書兼精神障害者保健福祉手帳交付決定通知書とともに、障害等級を3級と記載した精神障害者保健福祉手帳を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。

- 5 審査請求人は、令和3年12月9日、本件処分を3級から2級に変更する、との裁決を求めて審査請求をした。

第3 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

入院をくりかえしているのにおかしくないですか。よくなってないの
にね。

家のかたづけができない。対人関係も苦手。ふろも、一人じゃはいい
にくい。脳神経外科の手術も受けた。妻はいるけど。

2 審査庁

本件審査請求は理由がないため、行政不服審査法第45条第2項の規定
により、棄却されるべきである。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、理由がないため行政不服審査法第45条第2項の規定
により、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 処分庁の適用した規範等

ア 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。
以下「法」という。）第45条第2項及び第6項を受けた、精神保健及び
精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号。以下「施
行令」という。）第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の
状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級2級は「日
常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えるこ

とを必要とする程度のもの」とされ、障害等級3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。

イ もっとも、施行令第6条第3項の規定は抽象的なものであるため、これを具体化したものとしては、「平成7年9月12日付 健医発第1133号 各都道府県知事宛 厚生省保健医療局長通知 精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準」（以下「本件判定基準」という。）が存在する。これによれば、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる」こととされている。

ウ 本件判定基準の「(2)精神疾患（機能障害）の状態」における障害等級2級は「5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他精神神経症状があるもの」と、障害等級3級は「5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの」とされている。以上のとおり、中毒精神病における、障害等級2級と3級は、双方ともに「精神神経症状」が認められる点で共通しているが、障害等級2級は認知症が認められ、かつその程度が著しいものであることが必要であるのに対し、障害等級3級は認知症が認められないか、又はそれが認められても、その程度が著しくないものと解釈することができる。

エ 本件判定基準によれば、「(3)能力障害（活動制限）の状態」における障害等級2級は精神障害者保健福祉手帳診断書記載項目の「(1)適切な食事摂取」、「(2)身の清潔保持、規則正しい生活」、「(3)金銭管理と買物」、「(4)通院と服薬」、「(5)他人との意思伝達・対人関係」、「(6)身の安全保持・危機対応」、「(7)社会的手続や公共施設の利用」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」について、いくつか「援助なしにはできない」こととされている。これに対し、障害

等級3級は、上記8項目について、いくつかは「自発的にできる」あるいは「おおむねできる」ものの「なお援助が必要」であることとされている。

また、本件判定基準のうち、「(3)能力障害(活動制限)の状態」の箇所について、「平成27年3月 精神障害者保健福祉手帳の判定マニュアル」(以下「本件判定マニュアル」という。)が存在する。本件判定マニュアルは、上記8項目の該当性を判断するにあたっての着眼点等が記載されている。

(2) 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

ア 本件判定基準は、厚生省(現在の厚生労働省)が、法の目的及び理念に則り、専門的知見や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、現在のところ、専門家等から、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性も指摘されていない。また、審査請求人も、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について何ら具体的な主張をしていない。そうである以上、厚生省の専門的知見や長年の経験を最大限尊重し、本件判定基準の内容は、合理的かつ適切なものとみるのが相当である。

イ また、本件判定マニュアルは、厚生労働省から補助金を受けた専門家が、法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、現在のところ、専門家等から、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性も指摘されていない。また、審査請求人も、本件審査請求手続の中で、本件判定マニュアルの内容の不合理性・不適切性の点について具体的な主張をしていない。そうである以上、精神障害の専門家の専門的知見や長年の経験を最大限尊重し、本件判定マニュアルの内容は、合

理的かつ適切なものとみるのが相当である。

ウ さらに、処分庁が、本件処分を行うに当たり、本件判定基準及び本件判定マニュアルに準拠することは、合理的かつ適切なものである。この点に関して、審査請求人から、本件審査請求手続において、これらに準拠することが不合理・不適切であるとの具体的主張も一切ない。

(3) 本件診断書の信用性

ア 医師は、一般に、医学の専門家として、医学的知識や臨床経験が豊富であり、患者の病状・症状を適切に判断する能力を有するものと考えられる。

また、医師が診断書に虚偽記載をすれば医師法（昭和23年法律第201号）により処分を受けるほか、公務所に提出する診断書に虚偽記載をすれば犯罪を構成することになる（刑法（明治40年法律第45号）第160条）。そうであるとすれば、医師の作成する診断書は、特段の事情のない限り、信用性の高いものであると判断されるべきである。

イ 本件医師は、精神科の医師として、当該分野の医学的知識や臨床経験が豊富であると考えられる。審査請求人は、本件医師の医者としての適格性を特段争っていない。また、本件においては、審査請求人と本件医師との間、及び処分庁と本件医師との間には、私情を差し挟む等の特別な利害関係を有する旨の事実もない（少なくとも、審査請求人及び処分庁からその旨の主張はない。）。更に、審査請求人は、本件診断書の信用性を特段争っていない。

したがって、本件診断書は、信用性の高いものとみるのが相当である。

(4) 本件処分の適法性等

ア 前述のとおり、障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行うこととされている。

イ 「(1)精神疾患の存在の確認」について

本件診断書の「①病名」、「1）主たる精神障害」は、「覚醒剤後遺

症」と明記されており、審査請求人に精神疾患が存在する。したがって、「(1)精神疾患の存在の確認」の点には問題がない。

ウ 「(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認」について

本件診断書の「②初診年月日」のうち「診断書作成医療機関の初診年月日」は、平成17年10月24日である。そして、「③発病から現在までの病歴及び治療の経過、内容」の箇所では、「推定発病時期」は平成17年頃であるとした上で、「16歳頃3ヵ月間ほぼ毎日シンナー吸引。17歳頃大麻、覚せい剤の使用歴もあり。幻視、誇大妄想あり。平成11年12月離婚後うつ状態となる。通院歴があるようだが詳細不明。平成17年10月当院受診するも3回で中断。平成18年11月鉄筋を振り回し、幻覚妄想状態にて[]に措置入院となる。眠剤の乱用あり、幻覚妄想状態で誇大的となり平成18年12月～平成19年2月入院。平成20年12月～平成22年2月にも入院歴あり。平成22年以降は年に1回から3回の入院を繰り返している。平成26年6月結婚をした。」と記載されているが、同箇所には認知症あるいはそれを推測させる記載は見当たらない。

また、本件診断書の「④現在の病状、状態像等」では、「(1)抑うつ状態」のうち「3 憂うつ気分」に、「(3)幻覚妄想状態」のうち「1 幻覚」に、「(4)精神運動興奮及び昏迷の状態」のうち「1 興奮」に、「(5)統合失調症等残遺状態」のうち「2 感情平板化」と「3 意欲の減退」に、「(9)精神作用物質の乱用及び依存等」のうち「2 覚せい剤エその他（後遺症 幻覚気分変調）」の箇所に該当するとされており、「(10)知能・記憶・学習・注意の障害」の箇所においては、「2 認知症」を含み、該当する旨の記載がない。

さらに、本件診断書の「⑤④の病状・状態像等の具体的程度、症状、検査所見等」の箇所では、「覚醒剤・眠剤の乱用は回復しているが、後遺症状としての睡眠障害が持続しており、連動して抑うつ気分が遷延している。直近の入院時には独語・空笑が活発となるなど幻聴の存在がうかがわれ、焦燥感・易怒性も強まり対人トラブルにも至っている。マッ

トレスを持ち上げたり、上に乗ってジャンプしたりと奇異な行動が見られている。」と記載されているが、同箇所にも認知症あるいはそれを推測させる記載は見当たらない。

以上の本件診断書の記載内容をみれば、審査請求人には、「精神神経症状」は認められるものの、「認知症」は認められないとみるのが相当である。

したがって、「(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認」との関係では、障害等級3級と評価することができる。

エ 「(3)能力障害（活動制限）の状態の確認」について

本件診断書の「⑥生活能力の状態」の「2 日常生活能力の判定」の箇所においては、「(2)身の清潔保持、規則正しい生活」は、「自発的にできるが援助が必要」とされ、「(5)他人との意思伝達・対人関係」、「(7)社会的な手続や公共施設の利用」及び「(8)趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は、「おおむねできるが援助が必要」とされている。これに対し、「(1)適切な食事摂取」、「(3)金銭管理と買物」及び「(6)身の安全保持・危機対応」については、「援助があればできる」とされており、「(4)通院と服薬」については、「できない」とされている。

また、本件診断書「⑥生活能力の状態」の「3 日常生活能力の程度」の箇所においては、「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする。」と記載されている。

本件判定マニュアルには「…(1)～(3)と(6)は日常生活に関連のある項目、(4)、(5)、(7)及び(8)は社会生活に関する項目である。…ある程度の目安として、…2級に判定するには日常生活に関連した項目の複数が『援助があればできる』に、3級と判定するには『自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要』の複数が該当する必要がある。」とされている。また、本件判定マニュアル（表3）は続けて「(3)精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要と

する。」場合には「おおむね 3 級または 2 級程度」としている。

本件判定マニュアルに即して考えると、審査請求人は、8 項目中の 4 項目 (2)、(5)、(7) 及び (8) は「自発的にできるが援助が必要」「おおむねできるが援助が必要」と判断されており、その点を捉えると 3 級相当であるが、日常生活に関連した項目については 3 項目 ((1)、(3) 及び (6)) については「援助があればできる」とされ、(4) 金銭管理と買物については「できない」と判断されていることからすれば、相当 2 級に近いものである。

オ 「(4) 精神障害の程度の総合判定」について

上記エの「(3) 能力障害 (活動制限) の状態の確認」については、障害等級は 2 級に相当近いものであるが、上記ウの「(2) 精神疾患 (機能障害) の状態の確認」については、障害等級 2 級を基礎づける事情が全くなく、結局、総合評価すれば、3 級と判断することにも合理性が認められる。

したがって、審査請求人との関係では、法第 45 条第 4 項の「精神障害の状態」としては、障害等級 3 級とすることも合理性が認められ、かかる判断をした処分庁による本件処分は、違法・不当ではない。

(5) 結論

以上のとおり、本件審査請求は、理由がないため、行政不服審査法第 45 条第 2 項の規定により棄却されるべきである。

第 5 調査審議の経過

令和 4 年 4 月 22 日 第 1 回審議

令和 4 年 5 月 23 日 第 2 回審議

令和 4 年 6 月 24 日 第 3 回審議

令和 4 年 7 月 28 日 第 4 回審議

第 6 審査会の判断

1 処分庁の適用した規範等

- (1) 法第45条第2項及び第6項を受けた施行令第6条第3項は、障害の程度に応じて、「精神障害の状態」を3つの等級に分けている。これによれば、障害等級2級は「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」、障害等級3級は「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」とされている。
- (2) もっとも、施行令第6条第3項の規定は抽象的なものであるため、これを具体化したものとして、本件判定基準が存在する。これによれば、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定は、(1)精神疾患の存在の確認、(2)精神疾患（機能障害）の状態の確認、(3)能力障害（活動制限）の状態の確認、(4)精神障害の程度の総合判定という順を追って行われる」こととされている。
- (3) 本件判定基準の「(2)精神疾患（機能障害）の状態」における障害等級2級は「5 中毒精神病によるものにあつては、認知症その他精神神経症状があるもの」と、障害等級3級は「5 中毒精神病によるものにあつては、認知症は著しくはないが、その他の精神神経症状があるもの」とされている。
- (4) 本件判定基準によれば、「(3)能力障害（活動制限）の状態」における障害等級2級は、本件判定基準中の表障害等級2級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされ、障害等級3級は、同表障害等級3級の項、障害の状態、能力障害（活動制限）の状態の欄中1から8までのいくつかに該当するものとされている。

また、本件判定基準のうち、「(3)能力障害（活動制限）」の判定基準を更に具体化したものとして、判定マニュアルがある。判定マニュアルは、障害等級2級及び3級の1から8までの各項目の該当性を判断するにあたっての着眼点等が記載されており、ある程度の目安とし

て、2級と判定するには日常生活に関連した項目の複数が「援助があればできる」に、3級と判定するには「自発的にできるが援助が必要・おおむねできるが援助が必要」の複수에該当する必要があるとされている。

また、「日常生活能力の程度」欄のそれぞれにより考えられる生活能力の状態の程度は、概ね、「精神障害を認め、日常生活に著しい制限を受けており、時に応じて援助を必要とする」は「おおむね3級、または2級程度」とされている。

2 処分庁の適用した規範等の合理性及び適切性

(1) 本件判定基準は厚生省（現在の厚生労働省）が、法の目的及び理念に則り、専門的知識や長年にわたり蓄積されてきた経験に基づき作成したものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件判定基準の内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、厚生省の専門的知見を踏まえて作成された、本件判定基準の内容は不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが相当である。

(2) また、本件判定マニュアルは、厚生労働省から委嘱を受けた専門家が、法の目的及び理念に則り、精神障害者保健福祉手帳を交付するに際して、いかなる具体的基準を定立するのが適切かつ合理的かという視点から、長年にわたり研究を重ねた結果が記載されているものであるところ、その内容面において、特段、不合理・不適切な点は見当たらない。また、審査請求人からも、本件審査請求手続の中で、本件判定マニュアルの内容の不合理性・不適切性について具体的な主張がなされているわけではない。そうである以上、精神障害の専門家の知見を踏まえて作成された本件判定マニュアルの内容は、不合理・不適切とはいえず、特段の事情がなければ、これに従って判断することが不

合理とは言えない。

(3) 上記(1)及び(2)に関して、審査請求人から、本審理手続において、処分庁が、本件処分を行うにあたり、本件判定基準及び本件判定マニュアルに準拠することが不合理・不適切であることをうかがわせる特段の事情について具体的主張はなされていない。

3 本件処分の適法性等

以上を踏まえて、審査請求人の精神障害の状態につき、本件診断書を基に本件判定基準及び本件判定マニュアルに照らして判断するところ、当審査会としても、審査請求人の精神障害の状態としては障害等級3級とするのが相当である、と判断した。理由については、第4-2(4)記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

4 上記以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

5 結論

よって、本件処分は違法又は不当であるとはいえないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治